

奈良工業高等専門学校寮務委員会規程

昭和50年4月 1日制定

令和2年10月27日改正

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校学寮規則第6条の規定による寮務委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(審議事項)

第2条 委員会は、校長の命により、学寮の管理運営並びに寮生の厚生補導に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 寮務主事

二 寮務主事補

三 一般教科及び専門各学科から選出された専任教員各1名（ただし、寮務主事補である者が所属する一般教科又は専門学科にあつては、選出を要しない。また、一般教科及び専門各学科からグローバル教育センター副センター長が選任されている場合には、グローバル教育センター副センター長を充てる。）

四 学生課長及び学生課課長補佐

五 寮務担当事務職員のうち学生課長が指名する者

2 前項第三号に掲げる委員のほか、一般教科から専任教員を若干名選出することができる。

(委員の任期)

第4条 前条第1項第三号及び第2項の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の後任の委員（前条第1項第三号及び第2項の委員に限る。）の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、寮務主事をもって充てる。

(議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課で行う。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月12日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和2年10月27日から施行する。